# 新型コロナウイルス感染症

~行政による各種支援は令和6年3月末で終了~

久留米市保健所 保健予防課









▽令和5年5月8日から、感染症法上の位置付けが5類に移行

▽新型コロナの医療提供体制は、 冬場の感染拡大に備えた重点的な体制の確保期間(R5.10.1~ R6.3.31)を経て、通常医療体制へ段階的に移行

▽令和6年4月1日からは

幅広い医療機関による自律的な通常の対応に完全移行



行政による新型コロナウイルス感染症への各種支援は終了します











## 令和6年3月31日で終了する項目①

### 相談窓口対応

➤新型コロナ相談センター(24時間対応) 一般の方、有症状者の受診相談などに対応



### 4月からは

受受診や症状等の相談は「かかりつけ医」等の身近な医療機関へ











## 令和6年3月31日で終了する項目②

### 医療提供体制

- > コロナ対応医療機関数の維持・拡大
- > コロナに対応する医療機関名の公表



4月からは

☞幅広い医療機関による自律的な通常対応へ











### 令和6年3月31日で終了する項目③

### 高齢者施設等への対応

- 施設職員等への集中検査 → 行政より抗原検査キットを配布
- > 陽性者発生後の周囲者への一斉検査
- > 専門家(感染管理認定看護師)による感染対策の指導·助言

4月からは

事業終了



☞ 恒常的な感染症として、施設主体で対策を徹底









## 令和6年3月31日で終了する項目④

#### 医療費(公費支援)

- > コロナ抗ウイルス薬の処方
  - 一部自己負担が生じます(最大9,000円の自己負担)
- > 入院医療費

1万円(1万円未満の場合はその額)

公 費 支援 終了

※高額療養費の自己負担限度額からの減額の上限

#### 4月からは

曖他疾病との公平性を踏まえ、相応の負担が発生



